

生涯にわたる保健医療福祉情報を収集し、匿名加工して提供する認定事業の開始
～次世代医療基盤法に基づく認定匿名加工医療情報作成事業者の認定を取得～

1. 概要

一般財団法人日本医師会医療情報管理機構（東京都文京区、理事長：横倉 義武）（以下「J-MIMO」）は、2020年6月30日、次世代医療基盤法ⁱに基づき、認定匿名加工医療情報作成事業者（以下「認定事業者」）の認定を取得しました。J-MIMO は、同日に認定医療情報等取扱受託事業者（以下「認定受託事業者」）の認定を取得した ICI株式会社（以下「ICI」）及び日鉄ソリューションズ株式会社（以下「NSSOL」）と連携し、妊婦健診から各種検査・処方、介護を経て看取りに至るまで、保健医療福祉の全域ⁱⁱにわたる幅広いライフコースデータを収集し、厳格な整理保管、安全な匿名加工及び提供審査を経て利活用に提供することで、医療分野の研究開発及び新産業創出、健康長寿社会の形成、ひいては地域共生社会の実現に資する保健医療福祉ビッグデータ事業を開始いたします。
今後、2020年末に向けて初期データの収集を開始し、2021年早期に一部データの提供を開始する計画です。

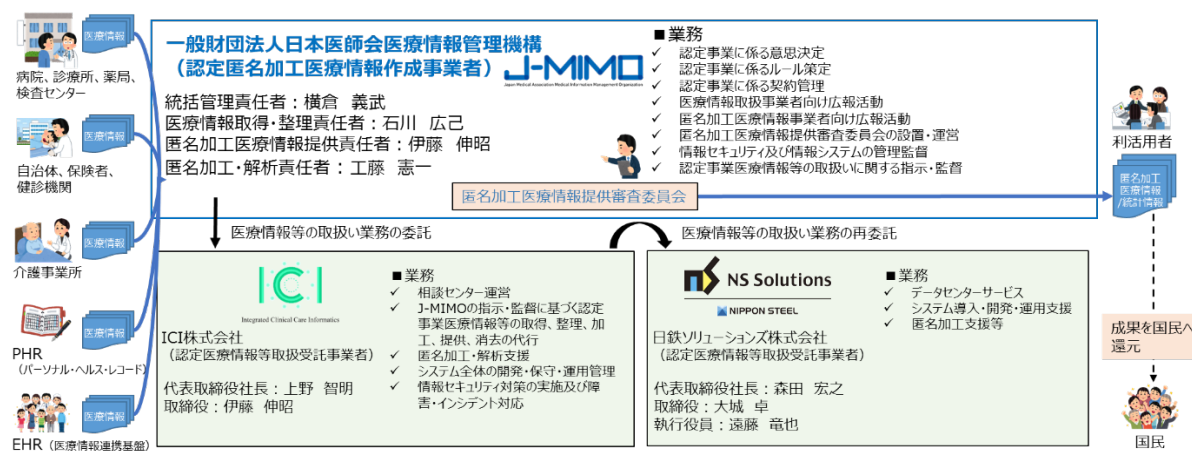
2. 事業体制と事業内容

医療機関、健診機関、介護事業所、自治体等の医療情報取扱事業者において本人に書面による通知を実施して頂き、提供停止の請求がある場合は ICI への委託により運営する相談センターに対して、ご本人・ご家族又はご遺族からご連絡を頂きます。

ご本人への通知後、提供停止の請求がなかった医療情報（保健福祉情報を含む）について、医療情報取扱事業者と J-MIMO との契約（集合契約を含む）に基づいて、J-MIMO にご提供頂きます。

医療情報の取得・整理・加工は J-MIMO からの委託により ICI が実施します。また、NSSOL はデータセンターサービスの提供、システムの導入・開発・運用支援、及び一部の匿名加工支援を行います。

研究機関、行政機関、民間企業研究開発部門等の利活ユーザー（匿名加工医療情報取扱事業者）は、J-MIMO に対して匿名加工医療情報（匿名加工された保健福祉情報を含む）の利活用に関する計画書等をご提出頂き、J-MIMO に設置された提供審査委員会における審査で承認された場合、J-MIMO との契約に基づいて ICI への委託により匿名加工を実施し、匿名加工医療情報を利活ユーザーに提供します。この際、データ解析を ICI に併せて委託することで、漏えいリスクの少ない統計情報を解析結果として提供することも可能です。



3. 個人の皆様へ

ご自身又は家族等の保健医療福祉情報を認定事業者提供したくない場合は、医療情報取扱事業者又は相談センターにご連絡頂くことで、いつでも提供停止を請求することができます。

また、収集されたデータは厳しい安全管理基準に基づいて厳格に保管され、利活用に提供される際には、氏名や住所等が削除され、本人を識別できない匿名加工医療情報として提供されます。利活用側にも厳しい安全管理が要求されますので、どうぞご安心頂き、医療分野の研究開発、新産業創出、健康長寿社会の形成、ひいては地域共生社会のためにぜひご協力下さい。皆様の1つ1つのデータが貴重な資源として活用され、皆様が今後利用する保健医療福祉サービスの向上にも活かされます。

4. 医療機関、健診機関、介護事業者、自治体等ⁱⁱⁱ(データ提供者)の皆様へ

保健医療福祉情報のご提供にご協力をお願い申し上げます。法に基づく遵守事項や J-MIMO との契約の締結、ご本人への書面による通知等が必要となりますが、現場へのご負担が極力かからないよう、最大限の支援をさせていただきます。また、個人情報の取扱いや情報システムの安全管理に関する助言・支援、連携ツールの提案・提供、ご提供頂いたデータの解析支援等、皆様ご自身が安全に保健医療福祉情報に管理・活用するための支援策もご提供致します。

5. 研究機関、行政機関、民間企業研究開発部門等(データ利活用者)の皆様へ

多くの皆様からご要望のあるデータを優先的に収集致します。また、匿名加工医療情報の提供だけでなく、データ利活用コンサルティングやデータ解析支援も付帯サービスとしてご提供する計画です。お気軽にご要望をお聞かせ下さい。

6. お問い合わせ先

(ア) J-MIMO 及び相談センターについて

一般財団法人日本医師会医療情報管理機構

認定事業医療情報等相談センター

TEL: 03-5981-9579

e-mail: soudan@j-mimo.or.jp

(イ) ICI について

ICI 株式会社

伊藤、工藤

TEL: 03-5981-9591

e-mail: contact@ici-inc.co.jp

ⁱ 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第28号)。同法第30条に基づき、医療情報取扱事業者は、本人に通知するとともに、主務大臣に届け出たときは、医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供することができます。本人・家族又はその遺族は、医療情報の提供を停止したい場合、医療情報取扱事業者(又は当該医療情報取扱事業者が委託する問合せ窓口)に対して、いつでも提供停止を求めることができます。

ⁱⁱ 収集するデータの領域は数年間かけて順次拡大する計画です。

ⁱⁱⁱ 内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律と個人情報の保護に関する条例との関係について」(周知)(平成31年2月22日改正)において、地方公共団体が保有する医療情報(保健福祉情報を含む)を認定事業者に提供することは、個人情報保護条例における「法令に基づく場合」に該当すると考えられるものとされています。また、文部科学省健康教育・食育課長「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律等の施行に伴う学校における取扱いについて」(令和元年5月23日)

では、学校保健安全法に基づく健康診断の結果が同法における医療情報に該当し、各学校の設置者から学校健診の結果を認定事業者に提供することが可能とされています。